

2018.05.01

## PL レポート(製品安全) <2018 No.2>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

### ○国民生活センターがハンドスピナーの部品の誤飲に関する注意喚起を発表

(2018 年 3 月 15 日 国民生活センター)

国民生活センターは3月15日、日本でも流行しているハンドスピナーについて、部品の誤飲事故が懸念されることから、市販されている製品の注意表示や部品の外れ易さに関する調査結果(調査は昨年12月から2月にかけて実施)を公表するとともに、注意喚起を行いました。

インターネット通信販売の大手ショッピングモールにおいて購入できる、100円代から6,000円弱までの価格帯のハンドスピナー90銘柄を調査対象とした結果、以下の点が明らかになったとしています。

- ・調査したいずれのハンドスピナーにも、日本玩具協会が付与した ST マーク(玩具安全マーク)が無かった。
- ・31 銘柄のハンドスピナーには、対象年齢等の日本語の注意表示が無かった。
- ・45 銘柄のハンドスピナーには、誤飲や窒息に関する日本語の注意表示が無かった。
- ・16 銘柄のハンドスピナーが、ST 基準に規定された落下試験によって部品が脱落または破断し、乳幼児が誤飲や窒息する恐れのある大きさになった。

その上で、上記の調査結果から、同センターは、ハンドスピナーに関わる事業者に対して以下を要望しています。

- ・より安全な構造の商品開発や品質管理を徹底すること。
- ・商品パッケージ等に日本語で対象年齢や注意表示を記載すること。

ハンドスピナーは、一時の爆発的なブームは去ったものの、動作が単純で価格も手ごろなことから、今後も一定の需要が続き、子どもが手に取ることも多いと考えられます。しかし、商品に十分な注意表示がされていない上に、部品が容易に脱落したり破損したりして子どもが誤飲や窒息しかねない製品が多く市場に出回っていることが、今回の調査で明らかになりました。

ハンドスピナーのような新たなタイプの玩具製品を輸入・販売する事業者は、製品を仕入れる際に、十分なリスク低減がなされていることを確認しておくことが大切となります。また、販売の際には対象年齢や、乳幼児が部品を誤飲する恐れがあることを、商品パッケージや販売サイトの商品説明欄に日本語で表示するなどの情報提供も必要となります。

一方、既に店頭で陳列されていたり、販売サイトに掲載されていたりする商品についても、改めて安全性や注意表示の確認を行い、リスク低減が十分に行われていないと評価される場合には、店頭や販売サイトから一旦撤去の上、対応可能な安全対策を講じる等の処置も求められます。

出所：国民生活センターのプレスリリース

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180315\\_1.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180315_1.html)

## ○経済産業省が製品安全小委員会を開催

(2018年3月19日 経済産業省)

経済産業省産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会と消費経済審議会 製品安全部会が、3月19日合同会議を行いました。

今回の会議では、平成29年の重大製品事故報告の受付件数の報告(図表1)とともに、重大製品事故件数が増加している製品と件数が減少している製品についての分析もあわせて発表されました。

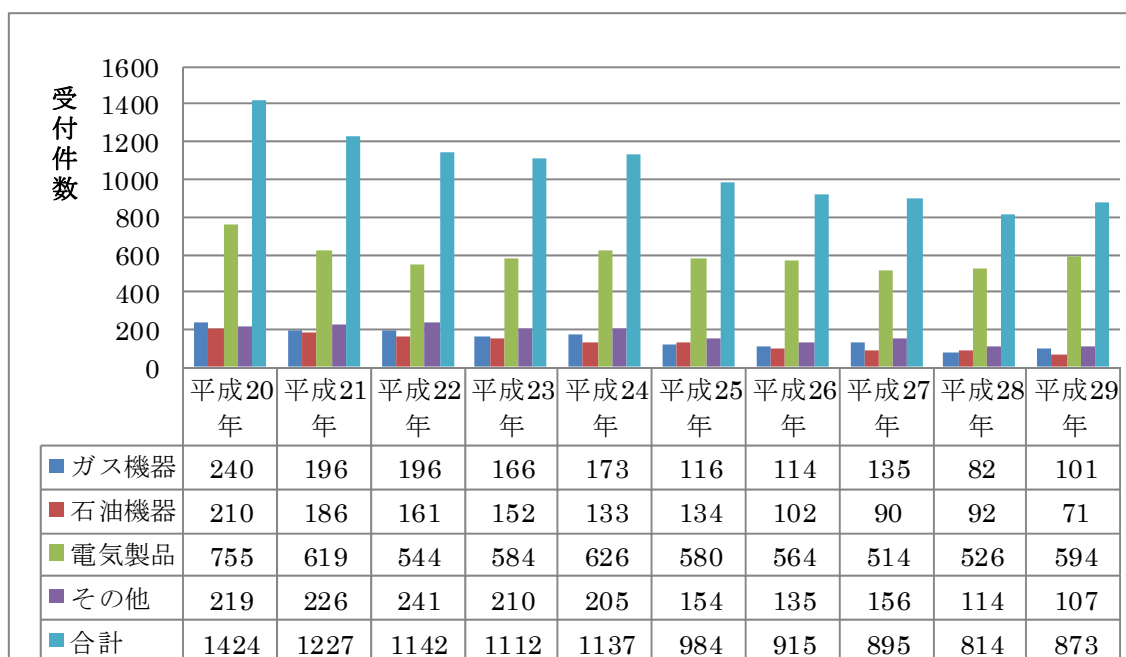
### 【重大製品事故件数が増加している主な製品】

- ・ノートパソコン、スマートフォンについては、消費者が購入してから3～7年程度経過した製品で、内蔵されたリチウムイオンバッテリーからの出火が多発。
- ・太陽光発電機器については、導入から10年程度経過した製品で経年劣化が原因とみられる事故が増加。また、導入から数年以内では初期不良が原因とみられる事故が増加。

### 【重大製品事故件数が減少している主な製品】

- ・ガス・石油製品については、安全規格の整備や安全設計がなされた製品の普及もあり、長期的に減少傾向。
- ・IH調理器は事故件数が増加したものの、電子基板の一部のショート等が多く、ガスコンロに比べ、大きな火災にはならない傾向。

図表1 平成20年から平成29年の重大製品事故件数の推移



出典：経済産業省「平成29年製品事故動向について(データ集)」(平成30年3月19日)をもとに弊社で作成

また今回の議題の1つである「製品事故防止に向けた安全性強化への取組について」の中で、投資家による投資判断を通じた投資先の安全対策強化への寄与に関する検討結果が下記のとおり報告されています。

- ・製品安全に積極的に取り組む企業は投資先として評価が高くなる傾向にあるが、多くの企業では投資家向けの効果的な情報発信が不足している。
- ・投資家の関心が高い「統合報告書」に着目し、統合報告書の優良事例の分析・発信や、政府が取り組む表彰等の投資判断の参考となる情報の周知など、製品安全に取り組む先進企業への投資が促進される施策を検討する。

上記はこれまでの製品安全行政の中では触れられてこなかった新たな視点です。検討については、まだ緒についた段階といえますが、今後、本件に関する経済産業省の動向について注視していくことが望まれます。

出所：経済産業省産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会及び消費経済審議会 製品安全部会 合同会議 - 配布資料

[http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001800/015\\_haifu.html](http://www.meti.go.jp/committee/summary/0001800/015_haifu.html)

## ○国土交通省が平成 28 年度の自動車のリコール届出内容の分析結果を公表

(2018 年 3 月 国土交通省)

国土交通省は 2018 年 3 月に「平成 28 年度 自動車のリコール届出内容の分析結果」を公表しました。

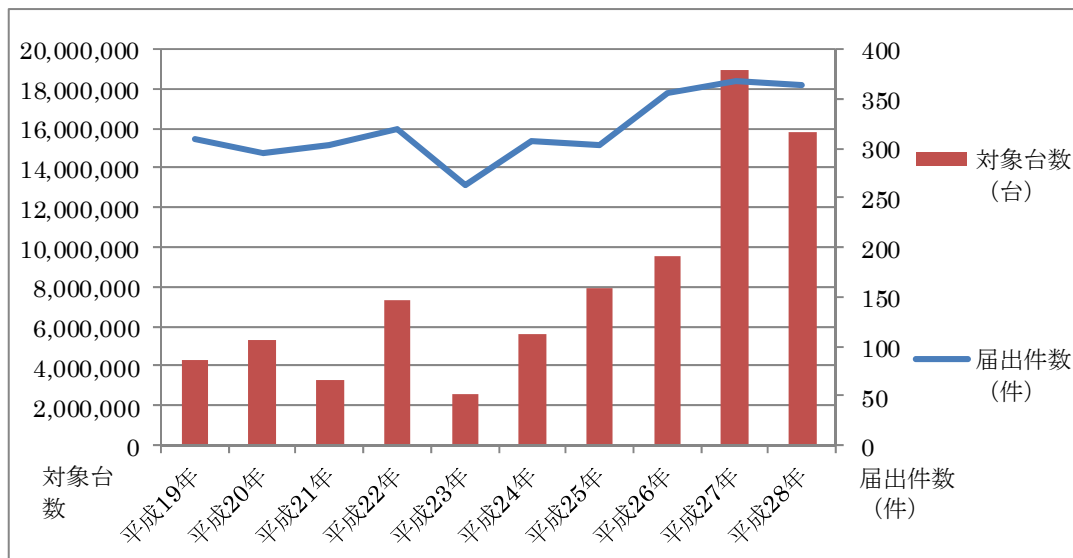
本報告書は、国土交通省に届け出された自動車リコールの届出内容を、同省が年度毎に分析し毎年公表しているものです。

平成 28 年度の「リコール届出件数及び対象台数」は以下のとおりでした。

届出件数	364 件（国産車 224 件、輸入車 140 件） 前年度に比べ 4 件減少 （対前年度比 1.1%減、国産車同 3.4%減、輸入車同 2.9%増）
対象台数	15,849,014 台（国産車 15,182,671 台、輸入車 666,343 台） 前年度に比べ 3,141,623 台減少 （対前年度比 16.5%減、国産車同 18.6%減、輸入車同 95.0%増）

自動車リコールの届出件数及び対象台数の過去 10 年間推移は、図表 1 のとおりです。エアバックの大規模リコールのあった平成 27 年度と比べて、届出件数、対象台数ともに平成 28 年度は減っているものの、長期的には増加傾向となっていると本報告書では指摘しています。

図表1 リコール届出件数及び対象台数（平成19年度～平成28年度）



出典：平成28年度 自動車のリコール届出内容の分析結果

また、「不具合発生原因別の届出件数の割合」については、図表2のとおりです。

図表2 不具合発生原因別の届出件数の割合

※太斜字は昨年度より増加した項目

区分	項目	分類	件数割合 (%)	
設計	性能	部品、材料の特性の不十分	<b>2.8</b>	5.6
		使用環境条件の甘さ	2.8	
	耐久性	開発評価の不備	<b>9.2</b>	<b>12.0</b>
		実車相当テストの不十分	<b>2.8</b>	
	設計自体	評価基準の甘さ	20.7	34.2
		図面等の不備	<b>6.9</b>	
プログラムミス		<b>6.6</b>		
製造	作業工程	作業員のミス	<b>8.9</b>	28.1
		マニュアルの不備	2.8	
		製造工程不適切	11.0	
		作業管理不適切	5.4	
	機械設備	保守管理の不備	<b>2.6</b>	<b>2.6</b>
	工具・治具	保守管理の不備	<b>2.0</b>	
		金型寸法の不適切	<b>0.8</b>	
部品・材料	管理の不備	0.5	0.5	
その他	設計もしくは製造の分類区分ができないもの、又は発生原因について調査中（平成28年度末現在）のもの		<b>14.3</b>	

出典：「平成 28 年度 自動車のリコール届出内容の分析結果」の内容をもとに弊社で作成

不具合発生原因別の届出件数の割合のうち、「項目」別で見ると、依然として「設計自体」の割合が大きく、全体の約 1/3 を占めています。製品の開発時間が短くなってきている中、設計段階での安全性評価に対する重要度は今後、さらに上がっていくものと推測されます。また、新しい技術や新機構等の採用に伴う安全性に対する評価も加わっていくことが見込まれます。これらの状況に対応できるよう、自動車関連製造事業者においては、既存の評価プロセスの見直し・検証が求められているといえます。

出所：平成 28 年度 自動車のリコール届出内容の分析結果

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/common/data/h28recallbunseki.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

## ○欧州委員会が RAPEX の 2017 年次報告書を公表

(2018 年 3 月 12 日 欧州委員会)

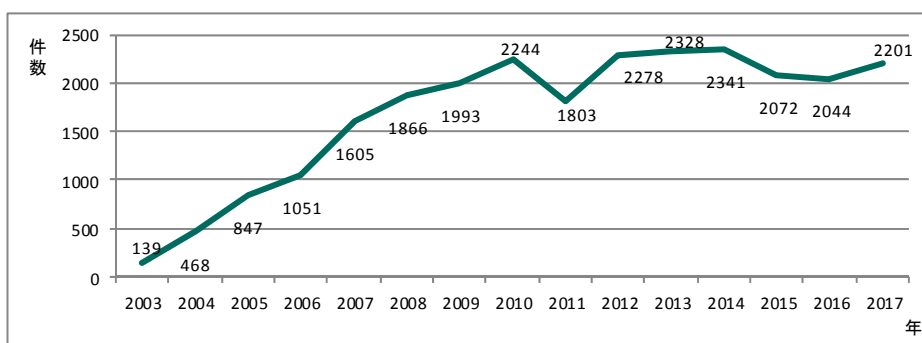
欧州委員会（以下「同委員会」）は 3 月 12 日、2017 年に RAPEX（“The Rapid Alert System for Dangerous Non-food Products”、食品、飼料、医薬品、医療機器等を除く製品の緊急警告システム。以下「同システム」）に登録された警告通知（“Alert”）の年間統計報告書を公表しました。報告書の概要は以下のとおりです。

### 1. 警告通知の件数及び内容についての分析

#### (1) 警告通知件数

2017 年に加盟各国が同システムに登録することにより域内に通知した、製品安全確保のための市場措置等（製品の販売禁止/停止、市場からの撤去、購入者からの回収、輸入禁止等の措置）は合計 2,201 件となり 2016 年度の 2,044 件に対して約 7%増加した。

図表 1. 警告通知件数の推移

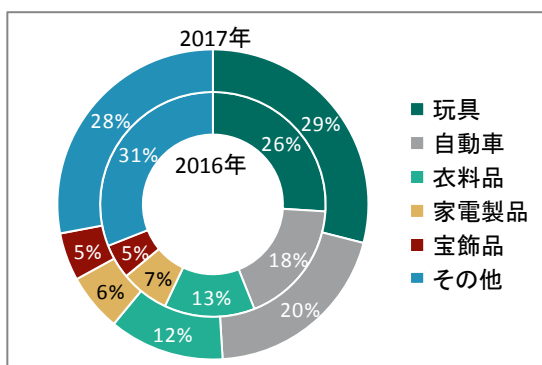


#### (2) 警告通知件数の多い製品群と危害の種類

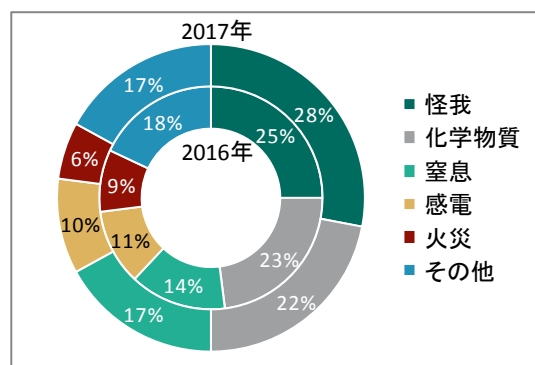
警告通知件数が最も多かったのは玩具（全体の 29%）で、以下、自動車（同 20%）、衣料品（同 12%）と続いている。昨年度に比べ、玩具と自動車の割合がやや増加しているのに対し、衣料品の割合は僅かに減少している。

一方、消費者が被る危害の種類では昨年と同様に、怪我が最も多く（全体の 28%）、続いて化学物質による危害（同 22%）、窒息（同 17%）となっている。

図表 2. 全警告通知件数に占める各製品群の割合



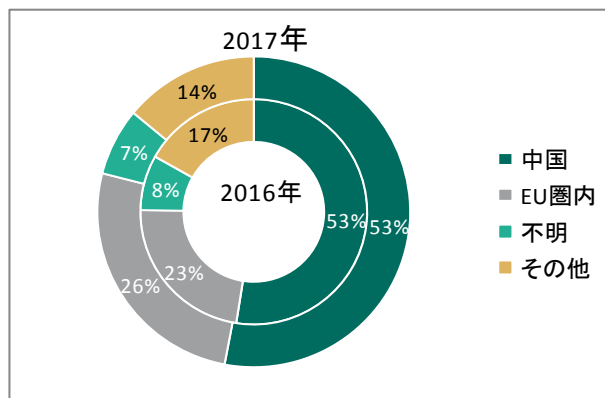
図表 3. 全警告通知数に占める各危害の割合



## (3) 対象製品の原産地

警告通知の対象となった製品の原産地では、欧州市場の最大の貿易相手国である中国産が警告通知全体の 53% を占めている。2013 年から続いた減少傾向が止まり、この割合は昨年とほぼ同じであった。続いて欧州域内製が 26% となっている。

図表 4. 全警告通知件数に占める各原産地の割合



## 2. 2017 年の主な活動についての報告

## (1) EU 域内を超えた国際協力の強化

欧州委員会の製品安全確保に対する取り組みは域内にとどまらず、中国、米国、カナダ、日本等の主要国の政府機関や OECD (“Organisation for Economic Co-operation and Development”、経済開発協力機構) との連携も強化している。最近では、子供によるボタン電池や洗濯用の液体パック洗剤の誤飲防止に関する国際キャンペーンをこれらの機関と共催するなど、国境を越えて流通する製品の安全確保に努めている。

## (2) 市場に流通する新たな製品の安全確保

2017 年度には、これまで市場に流通していなかった形態の玩具であるハンドスピナーの流行があった。加盟各国の当局は販売開始直後より当該製品の安全性の評価を行い、製品の照明用電源として装着されている小型のボタン電池が外れて子供が誤飲し、内臓で重篤な危害が生じる等、小部品の誤飲リスクを早期に認識した。これらの情報を同システム上で共有することにより、許容できないリスクを持つ多くの同種製品の輸入禁止措置が可能となり、域内での事故発生の未然防止を実現することができた。

## (3) インターネット通販市場拡大への対応

インターネット通販市場の拡大により、店頭販売されない製品が大量に市場に供給されるようになった。このため、加盟国の当局が店頭でサンプル品を購入してリスクを評価する、という従来の市場サーベイ手法による製品安全確保が困難となり、消費者の安全を脅かす事態になっている。この事態を重く見た欧州委員会は、2017 年度「ネット通販に関わる市場監視のガイドライン (COMMISSION NOTICE on the market surveillance of products sold on line) (\*)」を公表するなど、市場の変化に対応した取り組みを開始した。

(\*) 弊社 PL レポート No.17-032 (2017.09.01 発行) を参照ください。

前ページで紹介した「1. 警告通知の件数及び内容についての分析」をみると、2017 年版では製品分野や危害種類の点で、特筆すべき変化はみられません。しかし個々の製品をみていく

と、ハンドスピナーの事例でもみられるように、市場のニーズによって、多種多様な新製品が流通する一方で、日々、様々な製品事故が発生している状況にあります。

同システムは、加盟国の警告通知情報が毎週更新され、加盟国以外の国を含めて一般に公開されています。事業者としては、同システムを自社製品や類似製品に関わる事故情報の収集・分析に活用し、自社製品のリスク低減に反映させることが期待されます。

注) 図表 1～図表 4 は、RAPEX の報告書をもとに弊社で作成

出所：RAPEX 年間統計報告書

[http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item\\_id=616046](http://ec.europa.eu/newsroom/just/item-detail.cfm?item_id=616046)

## OCPSA がオフロード車の製造販売事業者に対して約 30 億円の制裁金支払いを命令 (2018 年 4 月 2 日 CPSC)

CPSC (“Consumer Products Safety Commission”、米国消費者製品安全委員会。以下「同委員会」) は、4 月 2 日、ミネソタ州のレジャー用オフロード車 (原文では ROVs : Recreational off-road vehicles) の製造販売事業者 (以下、「同社」) が、同委員会の求めていた制裁金約 30 億円 (US\$27,250,000) の支払いに合意したと発表しました。制裁金は、同社が自社製品 (2 機種) に欠陥があると認識していたにもかかわらず、連邦法により定められている同委員会への迅速な報告を怠ったことに対して課せられていたものです。

プレスリリースによると、同社は以下の点について適切な報告・対応を怠ったとされています。

### (1) 製品 A シリーズ 2013 年～2016 年モデル

同社は当該モデルが走行中に火災を起こすという事故報告を 150 件受領し (販売台数は約 134,000 台)、かつ、当該事故が製品の欠陥に起因することが明らかであったにもかかわらず、同委員会への迅速な報告を怠った。報告には 1 名の死亡事故と 11 名の火傷事故が含まれていた (なお、同委員会のリコール情報によれば、2016 年 4 月 18 日に車両火災発生の対策のために対象台数約 133,000 台のリコールが報告されている)。

### (2) 製品 B シリーズ 2014 年モデル

同社は 2013 年 12 月から 2016 年 7 月までに、当該モデルについて 36 件の車両の遮熱板脱落による走行中の火災事故報告を受領し、その対策のため 2 回の設計変更を行っていたにもかかわらず、同委員会への報告は 2016 年 7 月まで行われなかった (なお、同年 9 月に当該モデル約 42,500 台を対象としたリコールが実施されている)。

### (3) 製品 B シリーズ 2015 年モデル

上記のリコール発表後、2014 年モデルと共に設計変更による対策を実施していた 2015 年モデルについても遮熱板脱落による 5 件の車両火災を含む 10 件の報告を受領していたにもかかわらず、その事実を同委員会に報告しなかった (なお、同社は 2017 年 4 月、2015 年モデルについても最終的に対象台数約 51,000 台のリコールを実施している)。

米国の消費者製品安全法 (CPA : Consumer Products Safety Act.) によれば、消費者製品の製造・輸入・卸し・小売に携わる事業者は、自社の扱う製品に、「安全性に関わる法規制違反 (任意の規格も含む)」または「消費者が重傷を負う、もしくは、死亡するリスクを伴う欠陥の存在」



を認識した場合には、迅速に（原則 24 時間以内に）同委員会にその旨を通知し、さらにその後  
に詳細な報告を行わなければならない、とされています。

本件は、同社がこの法令に違反し、適切な通知・報告を怠ったことに対して制裁を受けたもの  
ですが、事業者としては、当局への迅速な報告や公表が単にコンプライアンスの観点からの  
み必要とされるものではなく、

- ・消費者保護の観点から、当局とも連携の上で早期に当該製品のハザード（危険源）と事故  
防止策を市場に伝え、適切な是正措置を行うことで事故の拡大防止を図る必要があること。
- ・迅速かつ適切なリコール実施のために、行政上の視点も踏まえた助言や指導を受ける必要  
があること。

等の視点も踏まえて対応することが望まれます。

出所：CPSC の本プレスリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2018/Polaris-Agrees-to-Pay-27-25-Million-Civil-Penalty-for-Failure-to-Report-Defective-Recreational-Off-Road-Vehicles>

## ○米国 KID が 2017 年の子ども用製品のリコールの分析レポートを公表

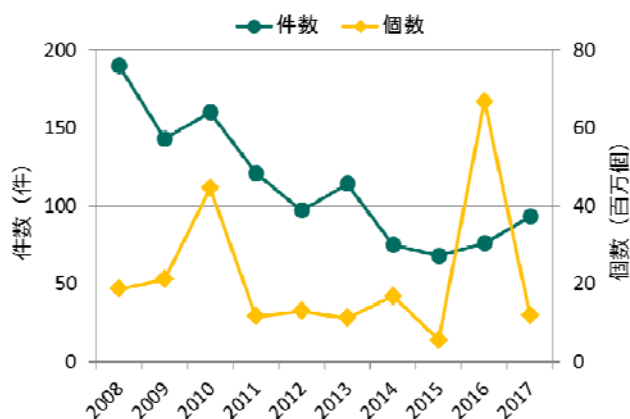
（2018 年 4 月 3 日 米国 KID）

子ども用製品の安全性向上に取り組んでいる米国 NPO 法人の KID（Kids In Danger）は 4 月 3  
日、2017 年の子ども用製品のリコールに関するレポートを公表しました。

このレポートは、米国消費者製品安全委員会（CPSC：Consumer Products Safety Commission）  
が公開した 2017 年のリコール情報を元に、KID が分析を行ったものです。

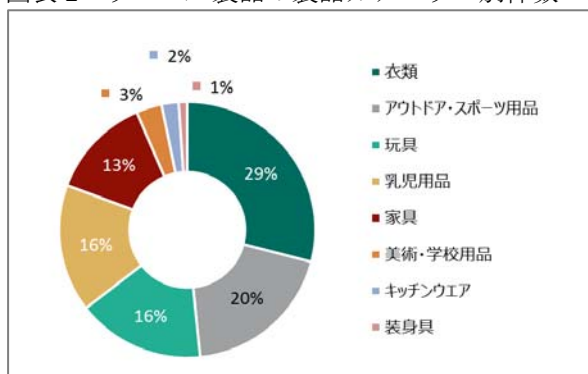
本レポートによれば、2017 年には 93 件の子ども用製品がリコールされ、2016 年比で 22% 増  
加しています。個数ベースでは 1,185 万個と昨年を大きく下回りましたが、昨年は 2 製品で数  
多くのリコールが行われたという特殊事情があり、実質はここ数年と同じレベルであるとして  
います（図表 1）。

図表 1 リコール製品の件数と個数の推移

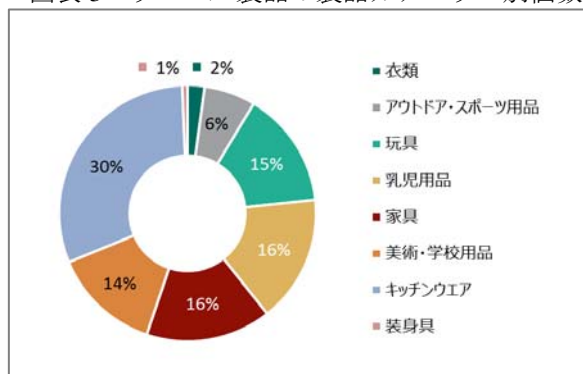


製品のカテゴリー別で見ると、衣類が全体の 29% (27 件) と最も多くなっています（図表 2）。  
一方、個数で見ると、キッチンウェア（食器類）の 1 製品が約 360 万個リコールされており、  
全体の 1/3 程度を占めています（図表 3）。

図表2 リコール製品の製品カテゴリー別件数

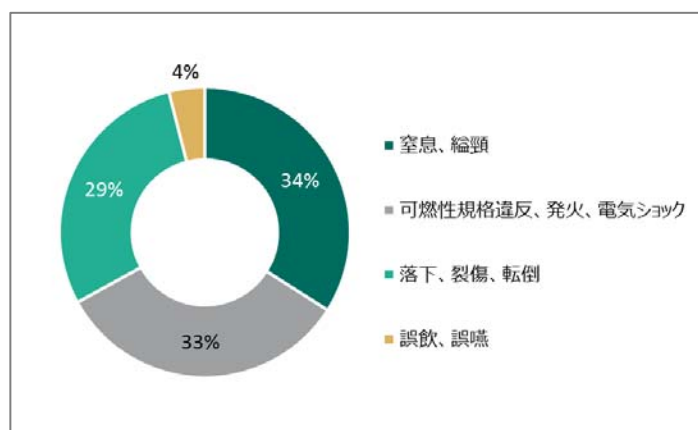


図表3 リコール製品の製品カテゴリー別個数



また、危害別にみると、窒息・縊頸（いっけい）、可燃性規格違反や発火、落下や転倒、裂傷等がそれぞれ 1/3 となっています（図表4）。

図表4 危害別のリコール状況



衣類についてはリコール件数が多い（27件）にも関わらず、個数では約2%程度（約25万個）と少なく、リコール実施前の傷害事故が1件も起きていないとされています。これについて KID は、衣類は他の製品に比べて、リコール実施に係る厳格かつ効果的な規制が存在しており、市場における当該製品の危険性を検出し、早期に対応する手立てができていたためと説明しています。

このことは、適切なリコール対応態勢が確立していれば、リコール対象製品の範囲を速やかに特定できる、あるいはリコール対象製品による事故を減らすことができる等の効果が見込まれることを示唆していると言えます。企業としては、規制の有無に関わらず、適切なリコール対応態勢を整備するとともに、有事の際に機能するよう定期的に検証することが大切といえます。

注) 図表1～図表4は、KIDのレポートをもとに弊社で作成したものです。

出所：KIDのレポート全文

[http://www.kidsindanger.org/wp-content/uploads/2018\\_Recall\\_Report.pdf](http://www.kidsindanger.org/wp-content/uploads/2018_Recall_Report.pdf)

以上

## MS &amp; AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

## 【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

## PL MASTER 代表的なメニュー例

- |  |
|--|
| <b>I. マネジメントシステム構築・運営</b>                            |
| 製品安全管理態勢に関する簡易評価<br>リスクアセスメント態勢の導入支援                 |
| <b>II. 製造物責任予防(PLP)対策</b>                            |
| 個別製品に関するリスクアセスメント<br>指示警告に関する簡易評価                    |
| <b>III. 製造物責任防衛(PLD)対策</b>                           |
| PL事故対応マニュアルの策定<br>リコールに関する緊急時対応計画の策定                 |
| <b>IV. 教育・研修</b>                                     |
| リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)<br>PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング |
| <b>V. 調査研究・情報提供</b>                                  |
| 判例・事故例の調査分析<br>各国の生産物賠償法一覧の提供                        |

MS&amp;AD

© InterRisk Research Institute &amp; Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (TEL. 03-5296-8974)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/ Copyright MS & AD インターリスク総研 2018